

会議傍聴に関するルール

1 傍聴するうえで守るべき事項

(傍聴の際は、下記の事項をお守りください。)

- (1) 会議における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
また、携帯電話での写真および動画の撮影はしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙しないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前記のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
また、委員長からの指示には従うこと。

2 傍聴をご遠慮いただく場合

(下記の事項に該当する方は、傍聴することができません。)

- (1) 銃器、その他危険なものを持っている者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 異様な服装をしている者。
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者。
- (5) 撮影機器、録音機器、放送機器その他電子機器の類(携帯電話を除く。)を持っている者。
(ただし、使用について委員長の許可を得た報道関係者等を除く。)
- (6) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者。
- (7) 前記のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者。
- (8) 児童及び乳幼児(入場する場合は保護者などの同伴を条件とする。)

※ 会議を行う部屋の事情により傍聴人の人数を制限することがあります。

※ 傍聴人がこのルールに違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることがあります。

※ 会議の中で、内容を公開しないこととする議決があったときは、傍聴人にご退室いただくことがあります。